Building a better working world

保険IFRSアラート

2017年5月

保険契約に関する新基準（IFRS第17号）の公表

重要ポイント

- 国際会計基準審議会が、保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新会計基準（IFRS第17号）を公表した。
- IFRS第17号のモデルは、保険契約負債の貸借対照表計上額に測定日現在の状況を反映させることと、保険サービスが提供される期間にわたって利益を認識することを共に達成するモデルとなっている。
- 一定の将来キャッシュ・フロー及びリスク調整の見積もりの変更も、保険サービスが提供される期間にわたって認識される。
- 割引率の変更による影響は、会社の選択により、純損益又はその他の包括利益で認識される。
- 有配当保険契約について、その測定及び表示に関するガイダンスが別途設けられている。
- IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始年次報告期間から適用となるが、早期適用が認められている。

背景

長きにわたる検討を終え、国際会計基準審議会（以下、IASB）はIFRS第17号「保険契約」（以下、IFRS第17号）を公表した。IFRS第17号は2021年1月1日以降開始年次報告期間から強制適用となる。IFRS第17号が適用されると、2005年に公表されたIFRS第4号「保険契約」は廃止となる。IFRS第17号の全般的な目的は、保険契約を発行している企業に対し、より有用、かつ一貫した保険契約に関する会計モデルを提供することにある。

2013年に公表した再公開草案（以下、2013年ED）に対するコメントを受け、IASBは当該再公開草案で提案したモデルの多くの側面について再検討を行っている。

再検討の結果、モデルのいくつかの分野に変更が施されてはいるものの、測定日現在の状況を反映したインプットを用いて保険契約を測定するという全般的な目的は堅持されている。IASBは2013年EDに対するフィードバックを受けて施した変更は根本的なものではないと結論付けており、その意味で、モデルの根本部分についても、関係者は基準開発中にコメントする機会があったと考えている。また、IASBは、広範なコンサルテーションがプロジェクトを通して実施されてきたと述べている。それゆえ、再々公開草案の公表は必要ではなく、再々公開草案の公表を経ずに最終基準を公表することは可能とIASBは判断した。

本稿は、最終基準の主な特徴を要約しており、また2013年EDからの主な変更点を紹介している。

モデルの概観

主として従前のローカルの会計方針を引き継ぐIFRS第4号とは対照的に、IFRS第17号は保険契約に関する包括的なモデルであり、関連するすべての会計上の側面を規定している。IFRS第17号の核となる部分は、一般モデル（ビルディング・ブロック・アプローチ）であり、以下により補完される。

- 直接連動型の有配当契約の特殊性を反映すべく、一定の調整が行われている（変動手数料アプローチ）
- （主として短期契約に用いられる）簡便法（保険料配分アプローチ）

これらは表1で説明されている。

新たなモデルの主な特徴は以下のとおりである。

- 履行キャッシュ・フロー：将来キャッシュ・フローの現在価値で測定され（リスク調整を明示的に織り込む）、各報告日に再測定される。
- 契約上のサービス・マージン（以下、CSM）：契約グループの履行キャッシュ・フロー中の初日利得と同額かつ反対方向の金額で測定される。保険契約の未稼得利益を表現するものであり、保険サービスが提供される期間（カバー期間）にわたって純損益に認識される。
- 将来キャッシュ・フローの期待現在価値の変動のうち、一定部分はCSMで調整され、保険サービスが提供される残りの期間にわたって純損益で認識される。
- 割引率の変更による影響は、会計方針の選択により、純損益又はその他の包括利益（以下、OCI）で認識される。
- 保険収益及び保険サービス費用は、包括利益計算書上、当期中に提供されたサービスという概念に基づいて表示される。
- 保険事故の発生の有無にかかわらず保険契約者が必ず受け取る金額（区別できない投資要素）は損益計算書に計上されず、貸借対照表で直接認識される。
- 保険引受の業績（稼得収益から発生保険金を控除）は保険金融収益又は費用とは区別して表示される。
- 保険契約に起因して財務諸表で認識された金額や保険契約に起因するリスクの性質及び程度に関する情報を提供すべく、広範な開示が求められる。

モデルの主な側面について、以下でさらに解説する。

適用範囲

IFRS第17号はすべてのタイプの保険契約（生命保険、損害保険、元受保険及び再保険）に適用され、それらを発行する企業の種類は問わない。また、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用される。なお、いくつかの適用除外が定められている。

構成要素の分離

IFRS第4号での「アンバンドル」という用語はもはや用いられず、新基準では「保険契約からの構成要素の分離」という表現が用いられており、(i)（一定の要件を充足する）組込デリバティブ、(ii) 区別できる投資要素、(iii) 保険以外の財又はサービスを提供する、区別できる履行義務、を保険契約から分離することが求められる。

表1: IFRS第17号モデルの概観

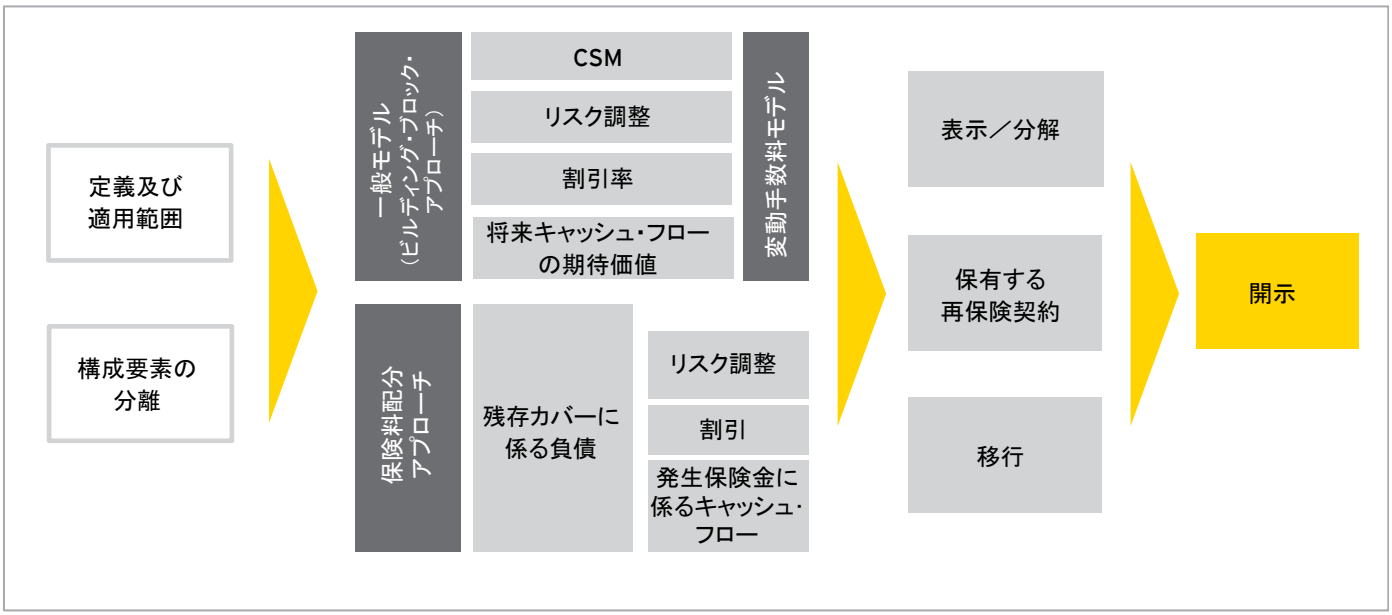

集約レベル

IFRS第17号は集約レベルを定義し、保険契約負債及び関連する利益を測定する際に用いている。契約開始時点でのCSMを算定するために、保険契約のグルーピングを決定する際に、集約レベルを以下のように判断する必要がある。

- 契約ポートフォリオが出発点となる。ポートフォリオは、類似のリスクに晒され、一括で管理されている契約から構成される。同じ商品ラインの契約は類似のリスクに晒されていると予想され、よって、一括で管理されているのであれば、同一のポートフォリオに帰属することになるものと考えられる。異なる商品ラインの契約（たとえば、一時払い定額年金と通常の定期保険）は、類似のリスクに晒されているとは想定されず、よって異なるポートフォリオに帰属することになるものと考えられる。
- ポートフォリオを少なくとも以下の3つのグループに分割する。
  - (i) 契約開始（すなわち、当初認識）時点で不利な契約
  - (ii) 将来、不利となる重大な可能性がない契約
  - (iii) その他
- 発行時期が1年超離れている契約を同一グループに含めることはできない。

合理的かつ裏付け可能な情報があり、ある契約群中のすべての契約が同一グループに含まれると結論付けられる場合には、この契約群の測定額に基づき、どのグループに属するかを判断することができる（トップ・ダウン）。そのような合理的かつ裏付け可能な情報がない場合には、個々の契約を評価することで、契約が帰属するグループを決定する必要がある（ボトム・アップ）。

表2ではグルーピングの例を示している。

上記のグループを、内部での報告に用いられる情報に基づいて細分化することは許容されている（その情報が一定の要件を充足する場合）。

表2: 契約のグルーピングの例

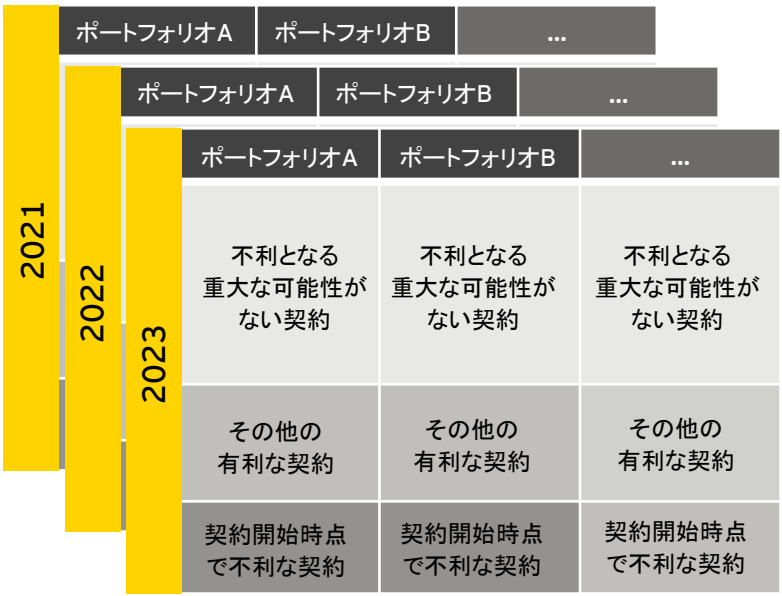

CSMを算定するためのこれらの集約に関する規定は、2013年EDからの重要な変更である。2013年EDではポートフォリオを、引き受ける類似のリスクに対して類似の価格付けが行われていると定義しているのみであり、CSMを算定する際の集約レベルについて特別な規定は設けられていなかった。

あるグループの保険契約から生じるキャッシュ・フローが他のグループの保険契約者のキャッシュ・フローに影響を与えるか否かを検討する必要がある。実務では、この影響は「相互扶助」と呼ばれている。契約によって、ある保険契約者の保険金やキャッシュ・フローが他の保険契約者のそれらよりも劣後することになる場合（よって、保険者の全体的なリスクに対する直接的なエクスポージャーは軽減される）に、契約は「相互扶助」されている。基準では、影響を受けるグループの将来キャッシュ・フローを算定する際に、どのように相互扶助の影響を考慮するかについてガイダンスが設けられている。対照的に、2013年EDでは相互扶助に関する特定のガイダンスは設けられていない。

一般モデル

一般モデルは、直接連動型の有配当契約や保険料配分アプローチ（以下、PAA）で会計処理されない、すべての契約に適用される。一般モデルは、以下の「ビルディング・ブロック」に基づく。

- 将来キャッシュ・フローの見積もり
- 貨幣の時間価値の調整（割引）及び将来キャッシュ・フローに関連する金融リスク
- 非金融リスクに係るリスク調整
- CSM

保険負債の測定に含められる期待将来キャッシュ・フローは明示的でなければならず、また測定日時点の状況に基づいた、起こりうるシナリオを中立的な方法で反映したものでなければならない。

割引率は、負債の特徴を反映させたものであり、また各報告期間の末日でアップデートする必要がある。割引率には長期の将来キャッシュ・フローに係る貨幣の時間価値を織り込む必要があることから、単一のレートではなく、通常はイールド・カーブになるものと想定される。

リスク調整は、期待キャッシュ・フローに対する調整を表現するものであり、保険契約を履行するにあたり、非金融リスクに起因するキャッシュ・フローの金額及び発生時期に関する不確実性（リスク）を負うことの対価として保険会社が求めるであろう金額に基づく。

これら最初の3つのビルディング・ブロックを総称して保険負債の履行キャッシュ・フローと呼ぶ。

履行キャッシュ・フローに加えて、保険負債にはCSMが含まれる。CSMは保険契約グループの未稼得利益を表現するものであり、保険契約グループに対するサービスの提供に応じて純損益で認識される。契約開始時点で、CSMは、（契約グループが不利な場合を除き）履行キャッシュ・フロー及びカバー期間前のキャッシュ・フロー（たとえば、新契約費）と同額かつ反対方向の金額となる。CSMはゼロが下限であり、契約開始時点で履行キャッシュ・フローがマイナスとなった場合には、当該損失は即時に純損益で認識される。CSMには、期待キャッシュ・フローの現在価値を算定するにあたって契約開始時に使用した割引率に基づき、時の経過に応じた利息が付される。CSMは、提供された便益の量及びグループ内の残存契約の予想カバー期間を反映したカバーユニットに基づき、純損益にリリースされる。当初認識後、将来キャッシュ・フロー及びリスク調整に係る見積もりを変更した場合、そのうちの一定部分に対してCSMが調整される。この調整を「アンロック」と呼ぶ（以下を参照のこと）。

すべての履行キャッシュ・フローに関する仮定は、各報告期間でアップデートされる。将来サービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動は残存CSMに加減される（CSMのアンロック）。そのような例として、残存カバーに係る負債として計上される将来キャッシュ・フローの見積もりを変更することとなる仮定の変更を挙げることができる。過去及び現在のサービスに関連する変更（たとえば、当期に発生した保険金に関する実績と期待値の差額や過年度に発生した保険金に係る負債について履行キャッシュ・フローの見積もりを変更した場合など）は、当期の保険サービス費用の一部として純損益に認識される。CSMは事後的にもマイナスになることはなく、CSMがゼロになった後に、将来キャッシュ・フローの現在価値の見積もりに不利な変更が更にあった場合には、そのような変更は純損益で認識される。2013年EDでは実績調整の扱いを定めた特定のガイダンスは存在せず、最終基準で実績調整の影響の算定方法やその会計処理についてより具体的に定めている。

履行キャッシュ・フローに係る割引率の仮定も各報告期間でアップデートする必要がある。割引率の変更（及び金融リスクに関連する他の仮定の変更）による影響は、ポートフォリオごとの会計方針として、純損益又はOCIのどちらで認識するかを（各ポートフォリオが保有する資産や当該資産をどのように会計処理しているかを検討したうえで）選択することができる。割引率の変動をOCIで報告することを選択した場合、純損益で認識される保険負債に係る利息費用は、全契約期間を通じて、契約開始時に算定した割引率を用いて計算されることになる。2013年EDではこのようなオプションは認められておらず、割引率の変動による影響はOCIで認識することが強制されていた。

一般モデルのもと、保険金融収益及び費用の表示に関する特定の規定は間接連動型の有配当契約（以下で説明する変動手数料アプローチの適用対象ではない有配当契約）に適用される。以下の表3では見積もりの事後的な変更をどのように扱うかを要約している。

表3: 見積もりの事後的な変更

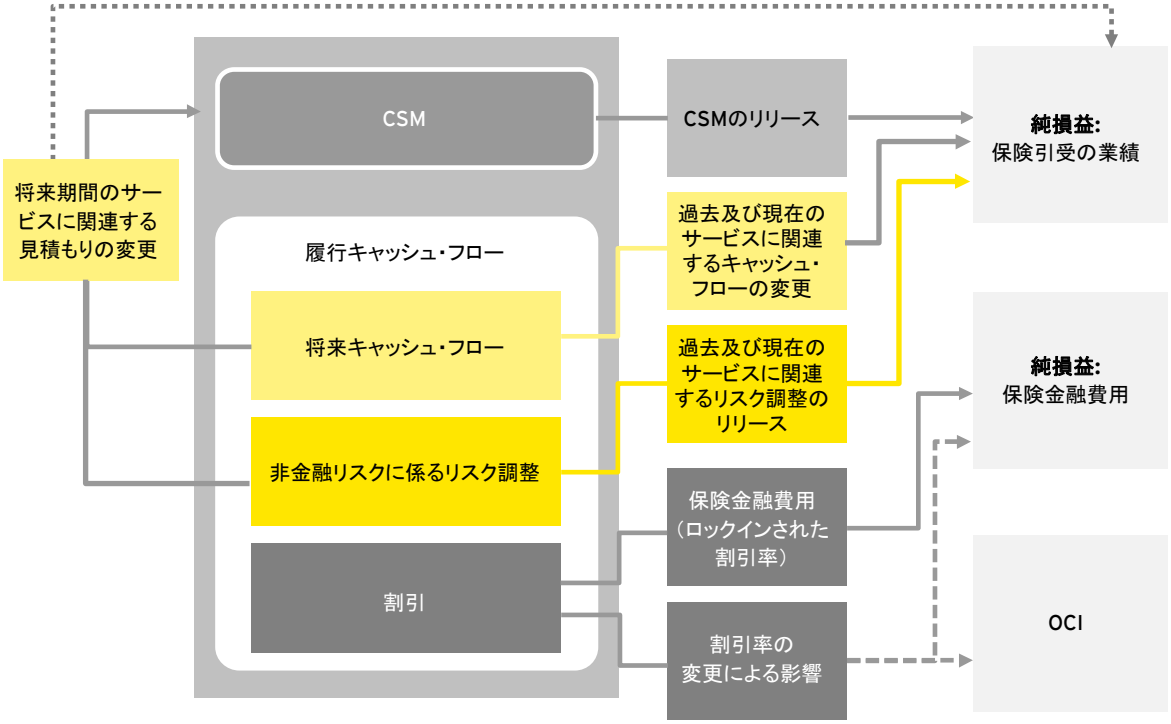

変動手数料アプローチ（以下、VFA）

VFAは一般モデルで適用されるビルディング・ブロック・アプローチに一定の調整を加えたものであり、直接連動型の有配当契約の会計処理のために特に設けられたものである。契約は以下の3つのすべての要件を充足した場合に、直接連動していることになる。

- 契約条項において、保険契約者が基礎となる項目の明確に特定されたプール（たとえば、金融資産や契約プール）の持分に参加する旨が規定されている。
- 基礎となる項目から生じる公正価値リターンの重要な持分と等しい金額を保険契約者に支払うことが予想される。

且つ

- 保険契約者に支払われる金額の変動のうち、重要な部分が、基礎となる項目の公正価値の変動と連動することが予想される。

契約がこれらの要件を充足しているか否かの評価は契約開始時点で行われ、事後的に見直すことはない。

IASBがこのアプローチを新基準に含めた理由は、一般モデルにおけるCSMでは直接連動型の有配当契約が生み出す経済実態が適切に反映されないためである。

特に、基礎となる項目の公正価値と保険契約者に支払う義務のある金額との差額は、基礎となる項目を管理する対価とみなされ、当該対価は変動手数料と呼ばれる。契約開始時において、この手数料は、有配当契約の契約者が参加権を持つ基礎となる項目の公正価値のうち、保険会社の予想持分から、基礎となる項目に基づいて変動しない期待キャッシュ・フロー（たとえば、固定金額の死亡保険金や最低リターン保証など）を控除したものとなる。それゆえ、この変動手数料がVFAのもとでのCSMを表す。

VFAにおけるCSMは、以下に関して事後的にアップデートされる。

- 基礎となる項目の公正価値の変動のうち、保険会社の持分
- 以下に起因する、基礎となる項目に基づいて変動しない、将来期間のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動
  - (i) 割引及び金融リスク（たとえば、最低金利保証など）。但し、リスク軽減に関する特定の要件を充足し、かつこのリスク軽減による経済的なオフセットを反映すべく、関連する金融リスクに起因する変動の影響を純損益で認識すると決定した場合を除く
  - (ii) 非金融リスク

基礎となる項目を実際に保有している場合、以下の会計方針の選択が認められる。

- 保険金融収益又は費用（すなわち、履行キャッシュ・フロー及びCSMに対する投資リターンの付与）を分解し、基礎となる項目について純損益で認識された収益又は費用と同額を当期の純損益に含め、会計上のミスマッチを生じさせないようにする（残額はOCIに計上される）。これは当期簿価利回りアプローチとも呼ばれる。

もしくは

- すべての保険金融収益又は費用を当期の純損益に含める。

基礎となる項目を保有していない場合、一般モデルが適用される契約と同じ方法で保険金融収益又は費用を算定する。

下の表4はどのタイプの保険契約にいずれのモデルが適用されるかを示しており、併せて一般モデルとVFAとの間の測定上の差異を要約している。

2013年EDでは、有配当契約の会計処理にあたり、キャッシュ・フローの分解を求める提案がされていた。VFAは、直接連動型の有配当契約をその構成要素に分解するのではなく、契約を全体として会計処理するために特に設計されたモデルであるという点で、2013年EDと比較して重要な変更ということができる。

表4: 測定モデルの適用と差異

	保険契約		
保険契約のタイプ	無配当	間接連動型有配当	直接連動型有配当
測定	一般モデル		変動手数料モデル
事後測定（金融変数）	一般モデルに従い、純損益又はOCI		CSM（ただし、リスクが軽減されている場合には、純損益）
CSMに対する付利	ロックインされた利率		貸借対照表計上額を算定する際に用いた利率

保険料配分アプローチ（PAA）

保険料の配分に基づいた簡便的なアプローチは、契約グループが以下の適格性要件を充足する場合に、残存カバーに係る負債に適用することができる。

- IFRS第17号が定義する契約の境界線に従って算定されたカバー期間が1年以内

もしくは

- PAAを用いて測定された残存カバーに係る負債の額が、一般モデル（ビルディング・ブロック・アプローチ）を適用した結果と大きく異ならない（すなわち、合理的な近似値となる）場合。基準では、PAAが一般モデルの近似値とはならない状況の例が挙げられている。

PAAで会計処理される契約について、その性質が簡便であるという事実を反映すべく、集約レベルを決定する要件には調整が施されている。すなわち、ポートフォリオ中の契約に契約開始時点で不利なものはないと仮定する必要があり（ただし、そうではないことを示す事実及び状況がある場合を除く）、また事実及び状況の事後的な変動の可能性に基づき、契約開始後に不利となる重大な可能性のある契約を識別する。

残存カバーに係る負債に加え、発生保険金に係る負債も計上する必要があるが、当該負債は履行キャッシュ・フロー（保険金支払額の期待割引現在価値、リスク調整を含む）に基づくことになる。

残存カバーに係る負債に加えて、発生保険金に係る負債を計上する全般的な会計上のコンセプトは、損害保険契約に係る今日の会計モデル（通常、未経過保険料及び発生保険金に基づく）と非常に類似したものであろうが、保険金の割引や明示的なリスク調整といったいくつかの側面は、今日の損害保険契約に係る会計処理からの変更となろう。

表5はPAAの主たる要素を要約している。

保有する再保険契約

出再者は保有する再保険契約を履行キャッシュ・フロー（再保険者による不履行リスクを調整）及びCSMで測定することが求められる。出再者は再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値を、再保険契約の対象となる元受保険契約の将来キャッシュ・フローの現在価値のうち対応する部分と同様の方法で見積もる必要がある。また、保有する再保険契約を通じて移転したリスクが、再保険契約上の非金融リスクに係るリスク調整となる。

元受契約に適用されるモデルとは対照的に、契約開始時のCSMはマイナス値にもなりうる。しかし、過去の事象の結果として発生した負債に関して、再保険契約が出再者に補償を提供するのであれば（すなわち、遡及再保険）、負の値のCSM（すなわち、保険購入コスト（IASBはこれを損失と呼んでいる））は即時に純損益に認識される。

また、保有する再保険契約の事後測定に適用される個別の規定が2013年EDでの提案から変更されている。すなわち、再保険契約の将来期間のサービス（再保険カバー）に関連する履行キャッシュ・フローの見積もりに変動がある場合で、その変動が、対応する元受保険契約における見積もりの変更の結果として生じたものであり、当該元受契約の見積もり変更の影響が純損益として認識されている場合には、再保険契約の履行キャッシュ・フローの見積もりの変動による影響についても純損益で即時に認識しなければならない。

表示及び開示

包括利益計算書上、すべてのタイプの保険契約について、保険収益（稼得保険料の概念に基づく）及び保険サービス費用（発生保険金の概念に基づく）が表示される。これらの収益及び費用の額には、区別できない投資要素は含まれない。投資要素は、保険契約により、保険事故が発生しなかった場合であっても支払うことが求められる金額と定義されており、たとえば、満期時要支払額や解約返戻金などが例として挙げられる。

保険契約収益は、契約に基づいて当期中に提供したサービスの対価として包括利益計算書に計上されることになる。保険引受の業績（すなわち、保険収益と保険サービス費用の純額）を保険金融収益又は費用とは区別して表示する必要がある。

表5: 保険料配分アプローチ（PAA）の概観

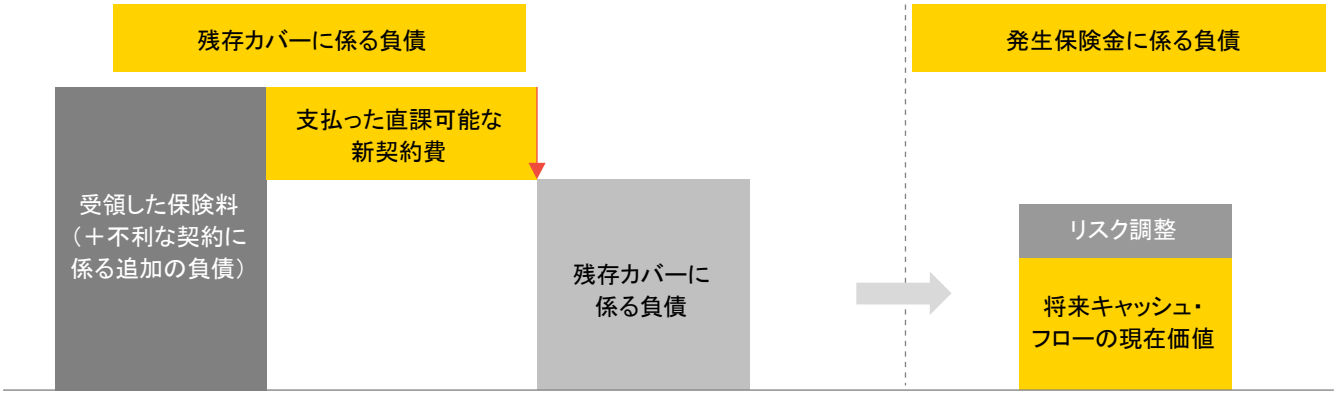

IFRS第17号では、保険契約に起因して認識された金額や保険契約に起因するリスクの性質及び程度に関する情報を提供すべく、広範な開示規定が設けられている。たとえば、保険契約の帳簿価額合計について、期首残高から期末残高までの調整表が求められている。この調整表は、財政状態計算書上の変動額と包括利益計算書計上額との関係を示す意図があり、以下の両方に基づいて作成する必要がある。

- 負債のタイプごと：残存カバーに係るネットの負債（又は資産）、不利な契約に係る追加の負債及び発生保険金に係る負債
- ビルディング・ブロックごと：将来キャッシュ・フローの期待現在価値、リスク調整及びCSM

適用日及び移行

IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始年次報告期間から適用され、比較期間の数字も求められる。早期適用は許容されているが、IFRS第17号を最初に適用する日もしくはそれより前に、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用している場合に限られる。

IASBは移行日（当初適用日の直前の年次報告期間の期首）時点のCSMを見積もるにあたり、遡及アプローチを選択している。しかし、IAS第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」が定義する、保険契約グループに対する完全遡及適用が実務上不可能な場合、以下の2つのアプローチのいずれかを選択する。

- 修正遡及アプローチ：過度のコストや労力を要することなく、入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報に基づく。完全遡及適用が不可能な範囲において、一定の修正が適用されるが、その目的は、できる限り完全遡及適用した場合の結果に近づけることにある。
- 公正価値アプローチ：CSMはIFRS第13号にしたがって算定された公正価値と履行キャッシュ・フローの正の差額として算定される（負の場合には、移行日時点の利益剰余金で認識される）。

修正遡及アプローチも公正価値アプローチも契約のグルーピングについて修正が施されている。

修正遡及アプローチを適用するために必要な合理的かつ裏付け可能な情報を入手できない場合には、公正価値アプローチを適用する必要がある。表6は移行時のアプローチの適用について要約している。

IASBは、完全遡及適用に限界がある場合において、新基準への移行時におけるCSMの見積もりに関し、複雑性、比較可能性及び有用性の間でバランスを取ることを考えていた。また、移行時のCSMの算定は、移行後の期間に計上される利益を算定するうえで重要なポイントとなる。2013年EDにおける移行規定で既に一定の簡便化が図られてはいたものの、IFRS第17号中の公正価値アプローチは2013年EDにはなかった新たなアプローチである。

IFRS第9号の一時的な適用除外に係る要件を充足している多くの保険会社は、IFRS第17号がその適用日を迎えるまで、IFRS第9号の適用を先送りする選択をするものと予想される。しかし、IFRS第17号の発効日よりも前にIFRS第9号を既に適用している場合には、IFRS第17号の移行規定により、以下のことが可能となる。

- IFRS第9号のもと、公正価値オプションを選択した金融資産及びその公正価値の変動をOCIで認識することを選択した資本性金融商品に対する投資について、指定又は指定の取り消しを行うこと。
- IFRS第17号の適用範囲である契約と関連しない活動のために保有していない金融資産の分類を判断するために、ビジネス・モデルを再評価すること。

IFRS第9号とIFRS第17号を同時に適用する場合、IFRS第9号の移行規定（金融資産の指定及び指定の取り消しを含む）を適用することができる。

表6: 移行方法の概観

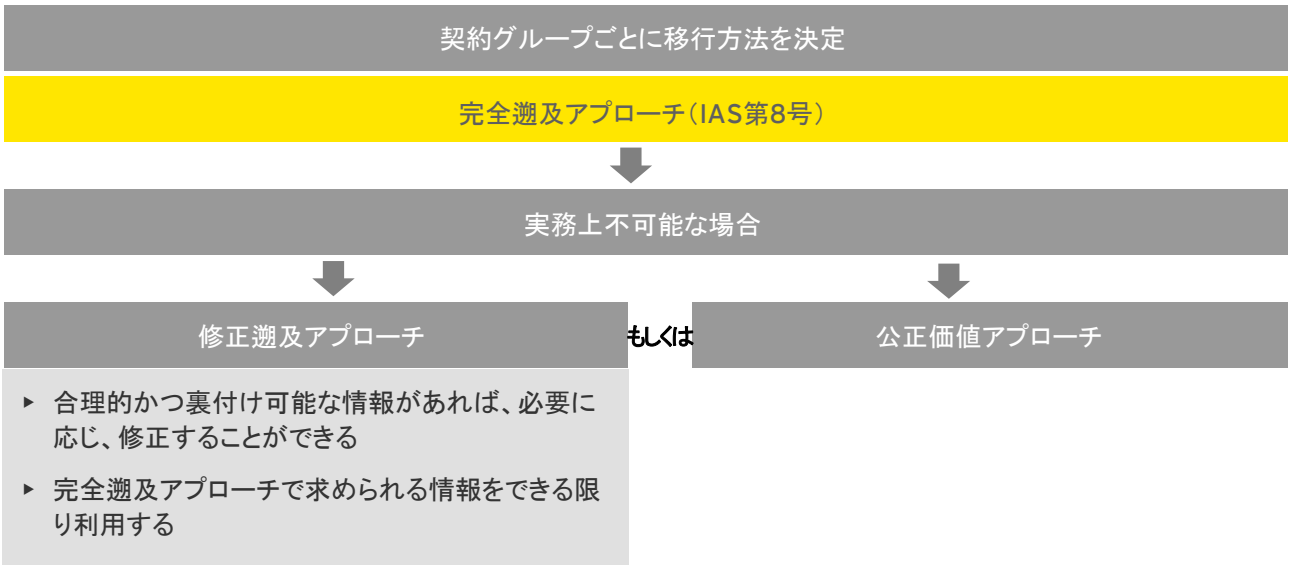

EYの見解

IFRS第17号及びIFRS第9号により、保険会社のIFRS財務諸表上の会計処理は抜本的に変更される。財務報告を作成する際に利用するデータ、システム及びプロセスだけではなく、財務報告を作成する担当者にも多大な影響が予想される。

新たなモデルでは、各報告日現在の仮定を用いて、保険契約負債を貸借対照表に計上することが求められるが、損益項目は当期中の保険サービスの提供を反映することになる。したがって、当モデルでは、報告日現在の仮定を用いて貸借対照表計上額を算定することと、企業による保険サービスの提供を時の経過に応じて純損益で認識するという2つの点が同時に達成されている。当モデルは、一定の保険会社やグループの利益や総資本に重要な影響を与える可能性が高く、KPIの変更も考えられ、現在の会計モデルと比較して、報告される資本や利益のボラティリティが高まる可能性がある。

発効日が2021年1月1日であるため、おおよそ3年半の導入期間が用意されている。IASBは以前のミーティングにおいて、他の基準と比較してこの導入期間は長いと述べてはいるものの、IFRS第17号の複雑性を鑑みれば、保険会社に待つ余裕はなく、今からでも導入準備を開始する必要があろう。導入ステップを計画するため、基準遵守に必要な労力を検討するため、また財務上の影響を理解し、説明するために、影響度調査は必須であろう。特に、移行日に有効な契約にIFRS第17号を常に適用していたかのように開始貸借対照表の修正再表示を求める規定は、多くの労力を要するものと考えられる。

今後の展開

IASBは、新基準の導入期間中の継続的なサポートが必要であることは認識しており、その目的はIFRS第17号の原則の理解を促進し、その原則を適切に解釈することにある。IASBは資料提供及び関係者との協議を通じて導入サポートを行う予定であり、そのプロセスの一環として、IASBはIFRS第17号の移行リソースグループ（以下、TRG）を設立する予定である。そこでは、IFRS第17号の導入に関連した論点を分析することになる。TRGから正式な適用ガイダンスが公表されることはなく、公式な決定が行われることもない。基準の公表と同時に、IASBはTRGを向こう数か月で設立する旨を発表しており、TRGの役割について追加の情報を公表している。

今後、公表を予定している、IFRS第17号に関する我々EYからの公表物にも期待されたい。

コンタクト先

新日本有限責任監査法人｜金融部｜シニアパートナー
小澤　裕治（Yuji Ozawa）
Tel: 03 3503 1088
Yuji.Ozawa@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人｜金融部｜シニアパートナー
臼倉　健司（Kenji Usukura）
Tel: 03 3503 1261
Kenji.Usukura@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人｜金融部｜パートナー
羽柴　則央（Norio Hashiba）
Tel: 03 3503 1885
Norio.Hashiba@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人｜金融部｜パートナー
山野　浩（Hiroshi Yamano）
Tel: 03 3503 1664
Hiroshi.Yamano@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人｜金融アドバイザリー部｜エグゼクティブディレクター
川﨑　俊彦（Toshihiko Kawasaki）
Tel: 03 3503 1088
Toshihiko.Kawasaki@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて
EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて
EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されており、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはwww.eyjapan.jpをご覧ください。

© 2017 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

EYG No. 03253-173Gbl
ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。